

# ガス供給管内管及び給水装置工事の申請及び工事の留意点

令和2年3月

上越市ガス水道局建設課装置工事係

## 1 工事申込申請及び竣工申込

- (1) 局への工事申込申請(仮設工事も含む)及び事前協議等は、原則、午前中とします。  
設計事務所等が同席する必要があるなど長時間の協議が予想されるものについては、午後も可能としますが、事前に担当者に連絡を入れてから行うものとします。
- (2) 掘削工事を計画する場合は、局に申込みを行う前に他埋設物(帝石パイプライン・NTT・東北電力・工業用水・公共下水・消雪パイプ等)の確認を行い、工事着手前に他の地下埋設物占有者との立会いを行うこと。特に帝石パイプラインの埋設路線は舗装切断のみでも未照会工事となり、指導を受けることになります。
- (3) 用水等の上越し・下越し配管等を施工する場合は、事前に当該用水の管理者の許可が必要となります。
- (4) 新設水道のメーター選定について、25mm以下のメーターを取り付ける場合に、給水装置工事施行指針で規定する水栓単位数(下表参照)であれば水理計算は不要ですが、25mmを超える場合、又は13~25mmを使用する場合でも各水栓単位数を超える場合には、水理計算は必須となります。工事申込者に適正なメーター選定であることが説明できる内容とすること。

なお、既設水道メーターで、改造工事後において水栓単位数が基準を超えている場合等で水理計算によらない場合は確約書の提出が必要となります。

### ○水栓換算表

水栓接続口径	13	16	20	25
口径別流量を考慮した水栓単位数	1	2	3	6

※給湯器へφ16で接続した場合は、給湯器を2栓と数えることになります。

### ○メーター口径と水栓単位数の関係(水理計算書が省略できる水栓単位数)

水栓単位数	メーター口径
6以下	13
12以下	20
20以下	25

- (5) 水理計算により、区間損失水頭の合計値が 20.4m（又は当該地における 24 時間の実際の水圧：チャート紙提出必要）を超えないこと、及び管内流速が 2.0m/秒未満であることが必要です。

ただし、集合住宅等で水道メーター部のみ管内流速が 2.0m/秒以上でも良いこととするが、各水道メーターの瞬時最大流量を超えないことが条件となる。

メーターの型式	接線流羽根車				縦軸流		縦型ウォルトマン		
口径 (mm)	13	20	25	30	40	50	50	75	100
定格流量 (m <sup>3</sup> /時)	2.5	4.0	6.3	10	16	16	40	63	100
瞬時最大流量 (ℓ/分)	42	66	105	166	266	266	666	1,050	1,666
日量最大流量 (m <sup>3</sup> /日)	12	20	30	50	80	80	250	390	620
一か月当たり (m <sup>3</sup> /月)	100	170	260	420	700	700	2,600	4,100	6,600

※電磁式メーター省略

- (6) オール電化住宅等に建替え又はリフォームし、ガスメーターを含むガス設備の撤去を行う場合には、以下のとおり実施すること。

- ① ガス料金は日割り清算を行うため、お客様の工事日が決まりしだい、お客様ご本人から「料金センター」にガス閉栓の手続きを連絡してもらうこと。
- ② ガスを使用しない住宅に建替え等した場合は、本管上にて供給管の不使用管処理を行うことが原則です。
- ③ 供給管の不使用管処理費用は局負担となりますが、計量器の撤去及び局への入庫費用、灯外・灯内内管の撤去費用はお客様の負担になることを説明すること。
- ④ 供給管は撤去するが、やむを得ず内管を残置する場合は、残置管内を窒素にて置換のうえ、両端閉塞措置を行い、管内にガスが残らないようにすること。

- (7) ガス・水道本管負担金について

- ・ ガス…頸城区の一部（松橋）に均等割り工事負担金が設定されています。
  - ・ 水道…本局管轄内に負担金設定箇所広域図があります。
- いずれの場合も、事前確認（協議）のうえ申請すること。

- (8) 単価表にないものを計上する場合、必要に応じて、図面、数量内訳及び見積書（宛先は当局）を添えて協議すること（特殊積算にて算出）。
- (9) 申込書兼竣工書の記載漏れが見受けられますので、以下の点に留意すること。
- ① 表面の施設番号の記入を徹底すること。撤去工事及びリフォーム並びに既設引込ありの土地に新築する場合必ず調査のうえ記載すること。
  - ② 表面の工事種別、工事代金欄（1又は2）、ガス基本資格及び付加資格、【仮工事申請】有・無、【事前協議】有・無において、該当箇所をマルで囲むこと。
- (10) 新設工事竣工報告時に、申込書兼竣工書へ住居表示を記載すること。
- (11) 工事申込申請～工事許可まで、概ね1週間程度の期間が必要です。工事日程を考慮し、早めの申請・協議を行うこと。
- (12) 事前協議を行った工事について、ガス水道装置工事申込書兼申請書の「事前協議」欄へ概要を記入すること。ただし、その後の局内審査により、事前協議事項に追加や変更が生じる場合もあります。返送された申請書を必ず確認すること。
- (13) 工事完了後、すみやかに竣工報告を行うこと。
- ① 自社検査終了後、7日以内に竣工書類を提出すること。
  - ② 竣工書類提出後、14日以内に竣工検査※を受けること。
- ※ この竣工検査は、必ず予約を入れてください。なお、本局では原則午後から行いますが、お客様の事情により、午前中の検査を希望する場合は事前に協議願います。
- (14) ガス管体調査報告について
- ガスの取だし工事時のガス本管状況（PE管以外）について、必ず提出すること（埋設年度のみでは分からない腐食状況等を確認し、更新計画に反映するため）。
- (15) 仮申込工事について
- ガス漏れ修理、漏水修理、他工事切り回し等の理由により、書類提出が間に合わない場合の「緊急的な工事」の受付であり、システムで「工事許可＝仮工事中」を確認してからの着手が基本となるので徹底すること。なお、夜間や休日に実施する「緊急的な工事」の場合は、翌日以降の営業日の午前中までにシステム申請すること。

なお、建物解体等で緊急性の無い工事は、通常の工事申請にて事前審査を受けること（原則、仮工事申請で竣工後の申込み及び竣工は認めない）。

(16) 解体に伴うガス水道閉塞箇所について

建物解体後の土地利用の聞き取りを確実に行ってください。解体後にガス水道引込済みの宅地として販売が予定される場合は、敷地内閉塞処理となりますが、駐車場利用等でガス水道の使用見込みがない場合は、本管上で不使用管処理を行うこととなります。

民地内閉塞工事を行ったときは、竣工報告時に閉塞箇所の写真を提出すること。

また今後、住宅の建築が見込まれない宅地については、不使用管処理を基本にお客様と協議すること。

(17) ガス内管工事士の保有資格に合った工事内容であることを確認すること。

(18) 申込書兼竣工書の表面「付近図」「建物外形図（1/500）」及び添付書類の平面図について、以下の点に留意すること。

- ① 原則、北を上方とし、方位の記入も行うこと。
- ② 付近図、建物外形図に添付する地図及びマッピングシステム図（ガス・水道管共に記載すること）は、出来るだけ最新の情報を貼付すること。造成等で形状が変わっている箇所は、手書きで修正し提出すること。（チラシやパンフレット。著しく古い住宅地図は不可。）
- ③ 建物解体の場合、建物外形図の建物を消すこと。
- ④ 新築、建替の場合、建物外形図に新たな建物を描くこと。
- ⑤ ガス・水道メーター移設の場合、建物外形図のメーター位置を修正すること。
- ⑥ 建物外形図と平面図のガス・水道位置が一致していること。
- ⑦ 取出工事や民地内閉塞工事等において、平面図（竣工図）にオフセットを記入すること。

(19) 平面図及び断面図は、縮尺設定を行うことを原則とするが、配管立体図は S=Freeでも著しく形式を逸脱したものにならないように注意すること。

(20) エコキュート単独基礎下又は玄関の階段下等、修繕時等に支障となる場所へは、屋内管（水道）のメイン管を布設しないこと。

(21) エコキュートへ接続する内管は、チーズ分岐を原則とするが、ヘッダー利用の場合は最上流分岐口から配管すること。

(22) ガス・水道メーター設置位置は検針、取替え及び維持管理が将来ともに容易に行えるように十分考慮すること。併せて、水道メーターについては、道路と宅地の境界に近接する（甲止水栓近くで車両等の乗入れのない）箇所に設置すること。

## 2 メーター関連

(1) 本局の本設メーター出庫及び撤去メーターの入庫は、以下のとおりとするので厳守すること。なお、営業所については従来とおりの取扱いとします。

項目	説明
出入庫日	火曜日と木曜日（祝日の場合は前日とする）
時間	午前9時～午前11時30分
その他	入出庫時は装置工事係の窓口で声掛けすること。 集合住宅等で数が多いもの <sup>※1</sup> や、大口径メーター（ガス40m <sup>3</sup> /h以上、水道50mm以上）は事前に連絡 <sup>※2</sup> をすること。

※1 概ね10個以上（事前に予約が必要になります。）

※2 大口径メーターや集合住宅等の多数の場合は、出庫先が川原町メーター倉庫になる場合があります。

(2) ガス・水道メーターを撤去した場合は、速やかに局に入庫すること。その際、入庫伝票及び開閉栓伝票には施設番号を記載すること。

(3) ガス・水道メーターの逆取付けに注意すること（水道は特に仮設メーター）。

(4) 仮設水道メーターの破損防止措置を徹底すること（凍結防止・車両による破損防止）。

(5) 料金センターへの開閉栓伝票について、以下の点に留意すること。

- ① 新設の場合、メーター位置の記載（住宅地図等貼布）
- ② 新設の場合、メーター用途・需要家情報（建物区分・構造）の記載
- ③ 料金支払者の連絡先電話番号欄への記入
- ④ 装置工事受付番号の記入
- ⑤ 既施設番号が存在する場合は、必ず記入
- ⑥ 提出年月日の記入

- (6) ガスメーター出庫前に設置されたガス消費機器の消費量を再度確認すること(当初予定の消費機器が変更され、能力不足となることがあるため。)
- (7) ガス・水道メーター入庫伝票について、以下の点に留意すること。
- ① 新設以外は施設コードの記載
  - ② ガスメーター撤去の場合は、内容欄の「民地止め」「本管止め」「撤去のみ」いずれかを丸で囲い、「民地止め」の場合は内容欄「その他」のカッコ内に管種、口径を記入すること。
  - ③ ガス・水道メーター入庫時には必ず装置工事受付システムの受付No.を記入すること。(仮工事であっても工事許可前にガス・水道メーターを外さないこと。)

### 3 工事関連

- (1) 取出し工事の掘削延長の見直しについて  
令和2年度から、最低掘削延長を2.0mとします。(令和元年度以前1.0m)  
(全幅が2.0m未満の時は全幅)  
また、掘削は本管上までの延長に0.5mを加算したものを掘削延長とします(最長掘削延長は全幅。)
- (2) 車道部の仮復旧の合材について  
車道部を掘削した際の仮復旧時の舗装合材について、県市道・掘削時期等に関わらず、一律「⑤密粒度As(新20FH)」とします(単価も合わせて見直しします。)
- (3) 掘削幅の見直しについて  
占用工事における掘削幅は、一律、市道の単独溝55cm、県道の単独溝及びガス水道の共同溝は60cmとしていましたが、水道φ30mm以上、又はガスφ75mm以上のいずれかの引込管を布設するガス水道の共同溝の掘削幅を70cmとします。
- (4) 土留め施工の徹底について  
「建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)第41」(国土交通省)に「切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、堀策の深さが1.5mを越える場合には、原則として、土留工を施すものとする。」と規定されているので、基準に則り適正に安全な施工をすること。

- (5) 火災・爆発事故の防止について、ガスの放出を伴う作業にあつては、作業場所近くに消火器を準備するとともに、「火気注意」の表示（看板）を行い、周囲への注意喚起を徹底すること。
- (6) 塩害の発生が考えられる場所でのガスメーターユニットの使用について  
検定満期ガスメーター取替時等に著しい錆の発生等の報告が数多くあったことを踏まえ、約 4 年前から製造メーカーより耐腐食性を向上させた製品を採用しています。しかし、採用期間が浅いため、塩害被害が予想される海岸地区では被覆鋼管による組み上げ配管施工を指示する場合があります（メーターユニオン及び連結金具は局支給）。
- (7) 敷地内（民地内）共同管では、幹となる管からの分岐部で不使用管の閉塞（チーズ部を撤去し直管にする。）を行うこと。  
なお、幹となる管であるかの判断は局で行うものとするが、その工事費は局負担となるので事前協議を行うこと。
- (8) 既設給水管を使用して装置工事（新築等）を行う場合には、錆詰まりが想定されるので、事前調査を確実にを行い、正規な水圧で水道が出ることを確認すること。出が悪く状況等があれば報告すること。
- (9) PE 標示リングについて  
① 本管取出（供給管）～灯外内管（埋設部）がすべて PE 管の時に設置すること。  
② 集合住宅の場合、最上流側のメーターのみ設置とすること。
- (10) システムキッチン下、コンロ接続を（接続具）金属可とう管で施工する場合は、屋外用を推奨しています（フライパン・鍋等の出し入れで、屋内用は傷によりガス漏れのおそれがあります。）。
- (11) ガス・水道管取出し工事（道路掘削）を行う場合は、工事の前日までに必ず連絡すること。
- (12) 公道掘削において、標準掘削幅より過大な工事が見受けられます。標準掘削幅を超える理由がある場合は積算変更するので、協議すること。

- (13) 公道部の取出し工事を実施した場合には、工事完了後に仮復旧した出来形（実測）の平面図を提出すること。出来形の測定は 5cm 単位に切り上げて図面を作成してください。
- (14) 給湯器の凍結抑制のため、給湯器の露出部の保温は確実にを行うこと。また、お客様宅へ工事で伺った際にも、露出部の保温部を十分点検し保温材の劣化等で配管が露出している場合は、修理を行うこと。
- (15) 標示杭、民地用ボックスの設置について
  - ① 標示杭の「ガス水道管引込位置」の面は道路側、「上越市ガス水道局」の面は敷地内側とすること。
  - ② 民地用ボックスの三角（△）印は埋設管と水平方向で設置すること。

#### 4 装置工事受付システム入力関連

- (1) ガス水道装置工事申込書兼竣工書の内容（特に工事場所、工事場所住所）と装置工事受付システム（以降「システム」という。）の入力内容が一致していることを確認すること。
- (2) 小規模工事で、ガス水道メーターの取替が必要な場合は申込時にシステム入力すること。同じく小規模工事で、解体工事等により敷地内閉塞処理する場合、竣工時に実施工事数量をシステム入力すること。
- (3) ガス水道局から工事申込者及び指定工事業者への請求及び支払いが無い経費についてはシステム入力しないこと。（ガス舗装本復旧費、ガス水道不使用管処理の舗装本復旧費）
- (4) ガス内管の PLS 管において埋設管、非埋設管関係なしに管※2 欄に延長を入力すること。（※1 欄には入力しない。）
- (5) ガス内管で異径部材を使用する場合は大口径のほうで数量入力すること。ただし、ガス内管の PLS トランジション 30A×25A は 40A 欄に数量を入力すること。
- (6) 白角ニップルやブッシングは、ソケットとして個数計上すること。

## 5 その他

- (1) 「ガス水道装置工事申込書兼竣工書」(Excel ファイル形式)の様式をガス水道局ホームページに掲載します。必要に応じ、ダウンロードし、ご使用ください。  
なお、印刷する用紙はA3版の110kg上質紙とします。普通紙等に印刷し提出された場合は、差替えをしていただきますので、ご注意ください。  
また、今までどおり、紙の様式についても、本局及び各営業所にご用意いたします。
- (2) 管理図閲覧用パソコンのパスワード管理を社内で徹底すること。
- (3) 本管配管図、内管図の閲覧希望する場合は、必ず閲覧申請に必要事項を記載すること。内管図を閲覧する場合は、所有者の“承諾書”が必要となります。
- (4) 工事代金の支払者が指定工事事業者以外の場合、個人情報となる金融機関、口座番号等について別途様式にて申請することになりますので、注意すること。
- (5) 装置工事受付システムは3月27日(金)に令和2年度単価をシステム反映しますので、3月28日(土)から入力可能となります。